2　通知の内容

清算金額通知書

研究学園都市計画事業葛城一体型特定土地区画整理事業の施行地区内にある貴殿の所有権を有する土地について、土地区画整理法第94条に規定する清算金を、下記のとおり決定しましたので、通知いたします。

なお、下記注意事項及び教示をご熟読の上、必要な手続きをお取りください。

記

徴収清算金　　金　0円
交付清算金　　金384円
供託すべき金額　金　0円
清算金額内訳
従前の土地
　町名地番　つくば市東平塚字西原1187―95
　地　　目　山林
　登記地積　813㎡、基準地積　830.49㎡
換　　地
　町名地番　つくば市学園の森一丁目13―３
　地　　目　宅地
　地　　積　573.11㎡
清算金額
　徴収額０円、交付額14円、供託すべき額０円
従前の土地
　町名地番　つくば市東平塚字西原1187―96
　地　　目　山林
　登記地積　1,213㎡、基準地積　1,239.10㎡
換　　地
　町名地番　つくば市学園の森一丁目13―４
　地　　目　宅地
　地　　積　855.04㎡
清算金額
　徴収額０円、交付額24円、供託すべき額０円
従前の土地
　町名地番　つくば市東平塚字西原1187―97
　地　　目　山林
　登記地積　1,190㎡、基準地積　1,215.60㎡
換　　地
　町名地番　つくば市学園の森一丁目13―５
　地　　目　宅地
　地　　積　838.83㎡
清算金額
　徴収額０円、交付額23円、供託すべき額０円
従前の土地
　町名地番　つくば市東平塚字西原1187―98
　地　　目　山林
　登記地積　558㎡、基準地積　570.01㎡
換　　地
　町名地番　つくば市学園の森一丁目13―２
　地　　目　宅地
　地　　積　393.10㎡
清算金額
　徴収額０円、交付額26円、供託すべき額０円
従前の土地
　町名地番　つくば市東平塚字西原1187―99
　地　　目　山林
　登記地積　4,039㎡、基準地積　4,125.90㎡
換　　地
　町名地番　①つくば市学園の森一丁目９―29
　　②つくば市学園の森一丁目13―６
　　③つくば市学園の森一丁目12―６
　地　　目　①宅地、②宅地、③宅地
　地　　積　①389.48㎡、②555.88㎡、
　　③1,875.18㎡
清算金額
　徴収額０円、交付額81円、供託すべき額０円
従前の土地
　町名地番　つくば市東平塚字西原1187―123
　地　　目　山林
　登記地積　8,257㎡、基準地積　8,434.65㎡
換　　地
　町名地番　①つくば市学園の森一丁目９―30
　　②つくば市学園の森一丁目10
　　③つくば市学園の森一丁目８―１
　地　　目　①宅地、②宅地、③宅地
　地　　積　①37.36㎡、②3,699.59㎡、
　　③1,867.89㎡
清算金額
　徴収額０円、交付額101円、
　供託すべき額０円
従前の土地
　町名地番　つくば市東平塚字西原1187―124
　地　　目　山林
　登記地積　7,471㎡、基準地積　7,631.74㎡
換　　地
　町名地番　①つくば市学園の森一丁目９―31
　　②つくば市学園の森一丁目11
　地　　目　①宅地、②宅地
　地　　積　①1,335.12㎡、②3,891.89㎡
清算金額
　徴収額０円、交付額83円、供託すべき額０円
従前の土地
　町名地番　つくば市東平塚字西原1187―125
　地　　目　山林
　登記地積　991㎡、基準地積　1,012.32㎡
換　　地
　町名地番　つくば市学園の森一丁目12―７
　地　　目　宅地
　地　　積　689.16㎡
清算金額
　徴収額０円、交付額32円、供託すべき額０円
（注意事項）
1　「徴収清算金」は、貴殿から施行者（当機構）に清算金をお支払いただきます。
　「交付清算金」は、施行者（当機構）から貴殿に清算金をお支払いします。
　「供託すべき金額」は、交付すべき清算金に係わる土地に、質権、先取特権又は抵当権があるときは、質権等を有する権利者から「供託しなくてもよい旨の申出書」が指定期限までに提出されない限り、「供託すべき金額」を供託することとなります。
2　所有権、借地権及び敷地権を有する各筆の土地について、徴収すべき清算金と交付すべき清算金とがあるときは、土地区画整理法第111条の規定により両者を相殺し、相殺後の上記の金額を徴収又は交付します。なお、相殺に当たっては、交付すべき清算金を徴収すべき清算金のうち金額の少ないものから順次充当しましたので、ご了承ください。
3　「徴収清算金」の額が、10万円を超えるときは、分割して納付することができますので、分納を希望される方は、清算金分納申請書をご提出ください。
（教示）
1　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
2　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第２号

草加都市計画事業三郷中央一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第112条第１項の規定による清算金の供託に関する通知については、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成27年６月１日

草加都市計画事業
三郷中央一体型特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
本部長　宮本　保宏

記

権利者氏名　野崎オート株式会社
権利者住所　東京都西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷822番地１
従前の土地
　所　　在　三郷市谷中字下中通251―12
換　　地
　土地区画整理法第95条第６項により金銭清算
　同法第104条第１項により消滅
交付清算金　466,064円
供託不要手続き
　施行者は、清算金を交付する場合において、土地に抵当権等があるときは清算金を供託しなければならないが、抵当権等を有する債権者から供託しなくてもよい旨の申出があった場合はこの限りでない。
　ついては、供託不要とする場合は、平成27年６月23日までに申出願います。